

# 憲法への問い

廣瀬 誠 陸自73

今年5月3日における安倍自民党総裁の提案以降、憲法論議が盛り上がってきた。今まで、制定から70年の間、憲法改正が具体的な時程に上りそうなことは、絶えてなかった。画期的なことである。

普通の国民が憲法を意識する機会には、いままで、あまり多くなかったのではなからうか。

一般に、憲法記念日に「改憲派」と「護憲派」の主張や活動が取り上げられて、マスメディアを通じ「平和憲法」の意義が確認されることが年中行事のようになっていたと思う。それが、「改憲勢力」が国会の3分の2を占める状況が現実のものとなり、近年は、記念日に限らず、憲法について論じられる機会が多くなっている。国民が、真剣に憲法について考える時期に来ていることは間違いないようである。

筆者自身、憲法について、法律に詳しいわけではないため、よくわからない点をわからないままにしてきたように思う。専門家が考えることだと漠然と考えていた。しかし、専門家の意見

でも、納得できないと感じることも多い。それは、仕方のないことなのだろうか。

法律の専門家ではない私たち一般の国民は、疑問に思うことの回答を自力で得ることは困難かもしれない。しかし一方で、憲法は法律の中でも国民の常識が極めて重要な領域だという気もする。いや、Constitutionという言葉が、「体質、気質、構造」という意味を元々もっているのだから、憲法が国の姿、形を表しているものと考えれば、いわゆる憲法制定権力を担う国民の生き方や感じ方こそが、個々の憲法法律論以上に重要なかもしれない。

憲法をジャパニーズ・ウェイ・オブ・ライフ（日本人の生活様式、あるいは生き様）を表すものとして考えてみる必要はないか。そう考えると、法律の門外漢が思いつくまま、「問い」を起こすことも、それなりに意義があるように思われた。

正しい答えを得るための最良の方法は、正しく問うことだといわれる。まずは、自問してみることが大事だと思いい、疑問に思うことを列挙してみた。これらの問いに対して、ご教示いただければ幸甚である。

1 現憲法の正統性は、素直に考えて疑問に思われるが、間違いなのか？

大日本帝国憲法の改正手続きに則

り、改正しているので正統性はあると

という説明を聞いたことがある。また、

8月15日革命説、すなわち天皇主権か

ら国民主権へと日本の国家の姿が変

わつたのは革命が起きたと考えるしか

ない、という学説があると聞いたこと

もある。後者は、現憲法の正統性を主

張しようと思えば、革命説でも取らな

ければ説明できないとも受けとれる。

敗戦しても政府は存在してはいない。

しかし、ポツダム宣言に基づき、我が

国の主権はGHQの下にあったことは

明らかである。主権制限下に、憲法の

改正をして、その憲法に正統性がある

とは、素直には納得できない。そのよ

うな状態での改正は国際法違反である

との説明を聞いたこともある。

現在の改憲論議でよく聞く意見に、

改正のためには国民の徹底した議論が

必要だと言うものがあるが、その考え

方から言えば、当時、国民の間でその

ようなことは全く不可能であり、また、

そのような事実はなかったのではない

か。いわゆる憲法制定権力を担う国民

が、ほとんど議論に加わらないまま、

GHQ原案を一部修正しただけで現憲

法は制定されたのである。

このような制定過程を経た現憲法

に、正統性はあるのか。あるいは、70

年持続してきた重みは、正統性を生む

と考えるべきなのか。

2 憲法は、どこまで変えられるの

か？

憲法の改正を論じるときに、どこま

で変えてよいのだろうか。憲法に規定

された、国家の骨幹となる理念は変え

てはいけないのだろうか。しかし、現憲

法制定時は、「君主制」と「民主制」

という、国家の枠組みとして大きな変

更があつたと思うが、大日本帝国憲法

から日本国憲法への改正においてそれ

が許されているのなら、そのような制

限はないとも考えられる。

このように考えると、前項の議論と

ともに、現憲法の正統性が担保される

と明言するのは難しいのではないかと

では、新たに憲法を制定し直すことは

可能なのか。そして、その手続きはど

のようなものになるのか。

3 現憲法の内容について

(1) 平和主義の意味は？

この言葉の意味が曖昧で、同床異夢

の状態で議論している場合が多いので

はないか。そもそも、平和主義を徹底

すれば、非武装完全無抵抗という事に

なる。現憲法は、文言だけ読めばその

ように読めるが、現在までの解釈では、

そうではなく、必要最小限の実力を保

持して、自衛権を行使することは可能

という考え方である。また、国連の平

和維持活動にも、武力行使以外であれ

ば、積極的に協力するというのも平和

主義と考えられている。

平和主義は、憲法改正において守る

べき、基本的価値なのか。そうであれ

ば、具体的に上記の考え方の中で、ど

れなのか。

(2) 憲法前文に国際情勢の認識を書き

込んでいるのは不合理ではないか？

現憲法は、第2次大戦後、未だ冷戦

が始まっていない時期に成立した。ア

メリカが圧倒的な力を持っていた。そ

のような情勢下、占領中の我が国で策

定された憲法に書かれた前文には、

「平和を愛する諸国民の公正と信義に

信頼して、われらの安全と生存を保持

しよう」と決意した。われらは、平和を

維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地

上から永遠に除去しよう」と努めている

国際社会において、名誉ある地位を占

めたいと思う」という文が入っている。

国際社会は、常に善意に満ちていると

いう認識であり、第9条の前提となっ

ている。

その当時の情勢は、それが永続する

ことは不可能には思えなかったかもし

れないが、今となっては、理想を求め

る諸国民の公正と信義が幻想であつた

ことは、その後世界各地で起きた紛争

の数々を見れば明らかだと思う。

大東亜戦争開戦の3カ月後、世界情

勢判断と戦争指導方針が連絡会議で決

定され、その情勢判断には米英の本格

的反攻について、「其の大規模攻撃を

企図し得べき時機は概ね昭和18年以降

なるべし」とした。このことは、米軍

のガダルカナル上陸に際して、米軍の

本格的進攻であるとの陸軍中央の判断

が遅れた要因ともなったという。一局

う、エゴとしか思えない考え方になるのではないか。そして、世界各国の人々の目には、日本のような考え方が「名譽」あるものと、事実、映っているのか。また、このような国家の姿は、日本国民が本当に望んでいるものなのか。

(4) 自衛は違憲であるとの意見が、憲法学者の間では多数派であるという。とにかく、見方が大きく分かれているのが、このような状態は、放置してよいのか？

我が国のあるべき姿を掲げている憲法と、現実の姿が大きく乖離していることを放置しておけば、法の權威が傷つき、ひいては国民の遵法精神に悪影響を与えないか。それを避けるためには、憲法を変えるか、自衛隊を廃止するか、理想と現実の溝を狭める努力をなすことが重要であろう。いずれかを国民は選択しなければならぬのではないか。

(5) 交戦権を否認されているが、交戦権がなく、自衛のための戦いは可能なのか？

政府の解釈では、ここで言う交戦権とは交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であり、相手国の兵力の殺傷及び破壊等の機能を言い、このような

交戦権が否認されているという。

そして、我が国が自衛権を行使するにあたって、相手国の兵力の殺傷及び破壊等を行うことは、交戦権の行使とは別の概念であるという。したがって、「海上輸送規制法」でも、自衛権の行使に伴う必要な措置として、積み荷を検査する等は、交戦権としての中立国船舶の臨検、敵性船舶の拿捕等とは異なるものとされる。この論理によれば、交戦権の否認により、自衛隊は、自衛権の行使のための必要な措置全てについて、国際法の交戦権とは別に法的に規定しなければならないのではないのか、との危惧を覚える。そのような複雑な法制は、自衛隊の行動における混乱の要因となるのではないか。

交戦権という言葉は、国際的な公用文書には使用されていないといわれる。そもそも、相手のある国際関係、特に武力行使に関わることに、このような我が国独特の概念を表す言葉を使用することは、不合理であるだけでなく、相手との間の相互理解を難しくし、錯誤を生む危険を内包しているのではないか。

(6) 現憲法は、英米法の性格を持つと思うが、これに英米法の考え方で対する現憲法は英米法であるといわれる。

その制定経緯を見てもそうであろうと思う。一方、我が国は、明治以来、大陸法を継受してきたといわれる。英米法であるから、解釈で改正をしていくのが正當とも考えられる。我が国の法制全体の姿を踏まえて、憲法だけそのように英米法的に位置づけることは、法制制度全体の整合という観点から可能なのか。

(7) 憲法は、政府の権力を縛るものであり、国民を縛るものではないというのは正しいのか？

憲法は、その国の在り方の基本を定めていると考えるが、民主主義国家の憲法が基本的な人権や国民の自由を保障するため国家権力を制限するのが目的であるという議論をよく聞く。それは物事の一面だけを強調しているのではないか。国民の生命と安全を保障することは、これは国家に第一に求められる基本的な役割と考える。そのために、権力を最大限に活用する強い国家が必要という半面が、故意に見逃されていらないか。民主主義国家の先達、イギリスでも、国民は歴史的に彼らを守ってくれる強い中央政府を望んできたという。シベリアン・コントロールでは、「軍隊による安全」と「軍隊からの安全」の両面が必要であるといわれる。

憲法の議論においても、同様に、「国家による安全」と「国家からの安全」に後者に偏った議論になっていないか。

以上、改正されることがなく70年を経た日本国憲法への「問い」を書き出してみた。「問い」が適切なのか、引き続き考えていきたいと思う。

いずれにしても、憲法については、専門家だけに議論を任せているのではなく、いわゆる憲法制定権力を担うべき国民一人一人が、当事者意識を持って、自分の頭で考えていかなければならない時代に入っているのではないかと思う。

## 広告目次

(株) セレモア……………表紙3

(株) 東京都民互助会……………表紙3

ローレルバンクマシ(株)……………表紙4

(株) 武蔵富装……………51

信和株式会社……………51

(株) 和泉家石材店……………52

本誌へ広告掲載をご希望の方は、事務局へご用命下さい。